

# 【令和7年度 こども誰でも通園制度 利用までの流れ】

※利用者登録後、通知メールが届かない方がいらっしゃいます。

キャリアメール(docomo.au.softbank 等)や icloud メールをご利用の方は、迷惑メール機能の強化等の理由により、利用開始通知メールが正常に届かない場合があります。

当制度利用申請時、キャリアメール、icloud メールアドレスをご登録されている方は、【osirase@hiroshima-daretsu.jp】のアドレスを受信許可設定いただくか、gmail や yahoo フリーメール等で登録されることを推奨します。

登録アドレスや設定の変更及びメールの再送信をご希望の場合は、ヘルプデスクまでご連絡ください。【0120-258-217】

## (1)利用者登録



利用者登録は以下のリンクから行ってください。

・[広島市こども誰でも通園制度利用者登録フォームについて \(PDF 358.6 KB\)](#)□

利用者は次の3つの要件を満たす必要があります。

- ・広島市内に住民票があること
- ・利用を希望するお子様が、利用日時点において、0歳6か月～3歳未満であること
- ・利用を希望するお子様が、認可保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、企業主導型保育事業所のいずれにも在籍していないこと

申請完了後、広島市で要件の確認を行い、概ね3週間以内に送付し(予定通り発送しています)、月10時間までご利用できる電子チケット(二次元コード)と面談・利用予約システムにログインするためのID等をご登録いただいたメールアドレスに送付します。

(以下のメールアドレスより送付します。[osirase@hiroshima-daretsu.jp](mailto:osirase@hiroshima-daretsu.jp))

## (2)面談予約・面談



ログイン画面は以下のリンクです。 ※(1)利用者登録が完了し、ID 等が送付された方が対象となります。

・[こども誰でも通園制度\(広島市\)\(外部リンク\)](#)

面談・利用予約システムから希望する施設と日時を申請します。希望日の概ね 4 日前まで予約申請が可能です。(施設によって異なりますので、一覧でご確認ください。)

申請後、施設から決定した面談日時がメールで届きますので、対象のお子様と一緒に面談に行ってください。面談時には、アレルギーや障害手帳の有無、発育状況などこどもの安全確保に関する情報を伝えていただきます。施設において、安全に受け入れることが困難な場合、ご利用いただけないこともありますのでご了承ください。

## (3)利用予約



利用予約フォームから希望する施設と日時を申請します(面談が完了した施設のみ申請可能です。)

申請後、施設から決定した利用日時がメールで届きます。予約可能枠は毎月 21 日に翌月(1日～末日)の予約枠が公開され、希望日の概ね 4 日前まで予約申請が可能です。(施設によって異なりますので、一覧でご確認ください。)

## (4)利用



利用日当日は施設において、面談・利用予約システムに届いた電子チケット(二次元コード)を提示いただくとともに、利用時間数に応じた利用料をお支払いください(支払方法は施設により異なります。)。施設が二次元コードを読み取ることで、利用予定時間分のチケットが減算されます。

また、ご利用の中止や変更の際は必ず施設へご連絡ください。利用時間を過ぎてご連絡がなくキャンセルとなった場合、チケット枚数は予約時間分減算します(利用料はかかりません。)